

修正前

佐賀空港滑走路延長整備計画に関する
P I 実施計画書（案）

令和 5 年（2023 年）●月

九州佐賀国際空港 P I 推進協議会

修正後

佐賀空港滑走路延長計画に関する
P I 実施計画書（案）

令和 5 年（2023 年）●月

九州佐賀国際空港 P I 推進協議会

修正前

はじめに

佐賀空港（愛称：九州佐賀国際空港）は、平成 10 年（1998 年）7 月に開港し、今年で開港 25 周年を迎えます。平成 30 年度（2018 年度）の旅客数は約 80 万人に達し、その後新型コロナウイルス感染症等により航空需要が低迷しましたが、コロナ後の世界的な旅行需要の回復などを受けて、佐賀空港の利用拡大が期待されています。佐賀県が人口減少社会を迎えるなかでも発展していくためには、諸外国との交流における空の玄関口である佐賀空港の役割が今後より一層重要になります。

佐賀県は、佐賀空港の目指すべき将来像を「基幹路線である東京便を中心としながら、LCC の拠点空港化を図り、九州におけるゲートウェイ空港としての地位を確立すること」と定めました。施設整備では、これまでに旅客ターミナルビルの増改築、駐機スポットの増設、旅客用駐車場の拡張などを実施しました。そして現在、新規路線誘致のターゲットとなる東南アジア諸国等との直行便を結ぶために、2000m 滑走路を 2500m に延長する検討を進めています。

また、滑走路延長整備を進めるにあたり、佐賀県と佐賀市は、協力・連携して「佐賀空港の滑走路延長」に向けた施設計画段階のパブリック・インボルブメント（P I）を実施することにしました。

P I は、施設計画段階における情報を広く公開し、みなさまのご意見を頂きながら実施していくものであり、空港整備事業の透明性や客観性の確保とともに、みなさまとの円滑な合意形成を図ることを目的としています。そのため、学識経験者や有識者らによる第三者委員会を設置し、客観的かつ専門的な立場からの助言に基づいて進めてまいります。

本書は、施設計画段階の P I の進め方やみなさまが参画する手法を記したものです。今後、この実施計画書に基づき、佐賀空港の滑走路延長計画に関する P I を進めてまいりますので、多くの方々に参加いただきますようお願いいたします。



令和 5 年（2023 年）●月 九州佐賀国際空港 P I 推進協議会

修正後

はじめに

佐賀空港（愛称：九州佐賀国際空港）は、平成 10 年（1998 年）7 月に開港し、今年で開港 25 周年を迎えます。平成 30 年度（2018 年度）の旅客数は過去最高の 82 万人に達しており、今後も利用拡大が期待されています。

佐賀空港は、アジアに近く、九州各地へのアクセスに優れており、佐賀空港がめざす将来像を「基幹路線である東京便を中心としながら L C C¹ 拠点空港化を進め、九州におけるゲートウェイ空港²としての地位を確立すること」と定めています。

これまで、佐賀空港に就航している国際線航空会社からは、2,000m 滑走路のため、経験豊富なパイロットで運航するなどの特別な対応が必要であることから、早期に滑走路を 2,500m に延長することが望まれてきました。

滑走路を 2,500m に延長することで既存の航空会社による路線展開の自由度が増し、国際線の増便や東南アジア諸国等との直行便を結ぶことも可能となります。これにより、更に国際交流が活発になることを期待でき、観光立国推進にも寄与することから佐賀県は滑走路延長の計画を進めています。

滑走路延長計画を進めるにあたって佐賀県と佐賀市は、協力・連携して「佐賀空港の滑走路延長」に向けた施設計画段階のパブリック・インボルブメント（P I）を実施することとしています。P I は、施設計画段階における情報を広く公開し、みなさんのご意見を広く募集するものであり、滑走路延長計画の透明性や客観性の確保するために実施するものです。

今後、この実施計画書に基づき、佐賀空港の滑走路延長に関する P I を進めて参りますので、多くの方々に参加いただきますようお願いいたします。



令和 5 年（2023 年）●月 九州佐賀国際空港 P I 推進協議会

¹L C Cとは、「格安航空会社（Low Cost Carrier）」の略称です。機内サービスの簡素化や使用機材の統一などにより経費を抑えることで低価格な航空運賃を実現しています。

²ゲートウェイ空港とは、海外からの飛行機が最初に到着する空港、いわゆる玄関口のことです。

修正前

目次

1	パブリック・インボルブメント（PI）の目的	1
1.1	PIとは	1
1.2	滑走路延長計画におけるPIの役割	1
1.3	みなさまに提供する情報内容	2
2	PI活動の実施体制	3
2.1	PI活動に係る主体と役割	3
2.2	PI評価委員会の設置	4
3	PI実施計画	5
3.1	PIの流れ	6
3.2	PI活動の基本方針	6
3.3	PI活動の実施目標	6
3.4	PI活動の周知・広報	7
3.5	PI活動の情報提供と意見収集方法	8
3.6	収集した意見の取扱い	9
3.7	PI活動の終了の判断	9

修正後

目次

1	パブリック・インボルブメント（PI）の目的	1
1.1	PIとは	1
1.2	滑走路延長計画におけるPIの役割	1
1.3	みなさんに情報提供する内容	2
2	PI活動の実施体制	3
2.1	PI活動に係る主体と役割	3
2.2	PI評価委員会の設置	4
3	PI実施計画	5
3.1	PIの流れ	5
3.2	PI活動の基本方針	6
3.3	PI活動の実施目標	6
3.4	PI活動の情報提供	7
3.5	PI活動の意見提出方法	7
3.6	収集した意見の取扱い	9
3.7	PI活動の終了の判断	9

1 パブリック・インボルブメント（PI）の目的

1.1 PIとは

パブリック・インボルブメント（PI）という手法は、公共事業を構想、計画、事業を立案する段階から実施にいたるまで、事業の進め方、経緯、内容等の情報を広く公開し、みなさまからの意見を聞きながら事業を進めていく仕組みです。近年では、空港整備事業のみならず、道路事業、鉄道事業をはじめ、多くの公共事業に導入されています。

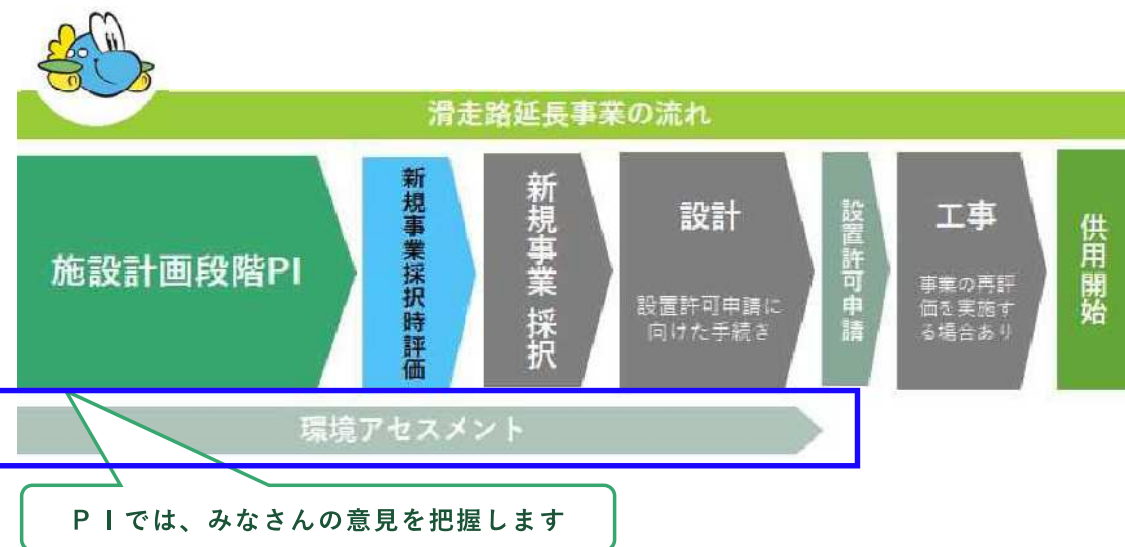
これは、公共事業の透明性、客観性の確保や住民等関係者との円滑な合意形成を図っていくためには、計画の検討段階から情報公開を実施し、広く意見を求めることが重要であると考えているからです。PIとは「市民参画」「住民参画」と訳され、公共事業の初期段階から広く意見を集めて事業に反映することができる手法です。

これまで、空港整備に向けた取組のなかでは、中部国際空港（滑走路増設、令和4年度（2022年度））、北九州空港（滑走路延長、令和3年度（2021年度））、屋久島空港（滑走路延長、令和元年度（2019年度））等においてPIが実施されています。

これらを踏まえ、佐賀空港の国際線新規路線就航に向けた滑走路延長事業においてもPIを導入し、「PIガイドライン（案）」等の趣旨を踏まえ、積極的な情報提供と幅広い意見収集を行いながら取り組んでまいります。

1.2 滑走路延長計画におけるPIの役割

滑走路延長計画は、「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方（案）」に基づく「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメントガイドライン（案）」において、施設計画を行う段階でPIを実施することが求められています。このPIは、事業採択を判断する「新規事業採択時評価」に先行する施設計画段階において行うものであり、滑走路延長の必要性や妥当性等に関して、みなさまからのご意見を把握するために実施するものです。



1 パブリック・インボルブメント（PI）の目的

1.1 PIとは

パブリック・インボルブメント（PI）という手法は、公共事業を構想、計画、事業を立案する段階から実施にいたるまで、事業の進め方、経緯、内容等の情報を広く公開し、みなさんからの意見を聞きながら事業を進めていく仕組みです。近年では、空港整備事業のみならず、道路事業、鉄道事業をはじめ、多くの公共事業に導入されています。

これは、公共事業の透明性、客観性の確保や住民等関係者との円滑な合意形成を図っていくためには、計画の検討段階から情報公開を実施し、広く意見を求めることが重要であると考えているからです。PIとは「市民参画」「住民参画」と訳され、公共事業の初期段階から広く意見を集めて事業に反映することができる手法です。

これまで、空港整備に向けた取組のなかでは、中部国際空港（滑走路増設、令和4年度（2022年度））、北九州空港（滑走路延長、令和3年度（2021年度））、屋久島空港（滑走路延長、令和元年度（2019年度））等においてPIが実施されています。

これらを踏まえ、佐賀空港の滑走路延長計画においてもPIを導入し、積極的な情報提供と幅広い意見収集を行いながら取り組んでまいります。

1.2 滑走路延長計画におけるPIの役割

このPIは、滑走路延長の必要性と施設計画の妥当性に関して、みなさんからのご意見を把握するために実施するものです。

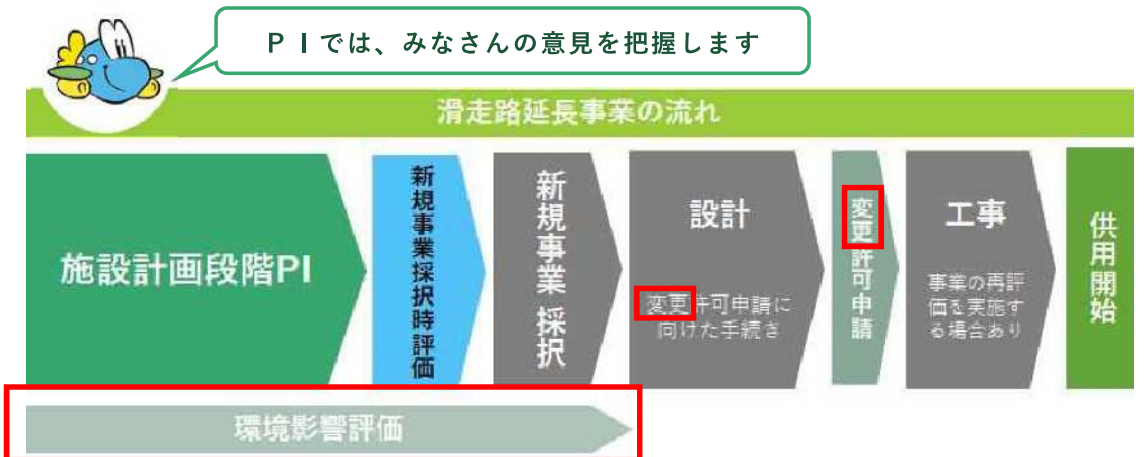


図 1.1 施設計画段階PIと空港整備の流れ

※「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメントガイドライン（案）」では、国が滑走路延長事業の採択を判断する「新規事業採択時評価」より前に、施設計画段階PIを実施することを求めています。

修正前

1.3 みなさまに提供する情報内容

佐賀空港の滑走路延長に向けた施設計画段階PIでは、みなさまに「佐賀空港の滑走路を延長することの必要性や施設計画の妥当性」についてとりまとめた情報（PIレポート）を公表します。

PIレポートで公表する内容

① 滑走路延長の必要性

- 佐賀空港の航空ネットワークの拡大が必要と考える理由を説明します。
- 佐賀空港施設の現状と今後の課題について説明します。
- 佐賀空港の航空ネットワークを拡大するために、滑走路の延長が必要な理由を説明します。

② 施設計画の妥当性

- 佐賀空港の滑走路を延長する方向を定めた理由を説明します。
- 滑走路延長に伴う空港施設整備の内容を説明します。
- 滑走路延長整備事業が地域にもたらす効果や影響を説明します。
- 滑走路延長に伴う空港施設の整備期間や概算事業費を説明します。
- 航空会社の就航に向けたエアポートセールスの取組について説明します。

修正後

1.3 みなさんに情報提供する内容

佐賀空港の滑走路延長に向けたPIでは、みなさんに「佐賀空港の滑走路を延長することの必要性や施設計画の妥当性」についてとりまとめた情報（PIレポート）を公表します。

PIレポートで公表する情報

① 滑走路延長の必要性

- 佐賀空港施設の現状と今後の課題について説明します。
- 佐賀空港の航空ネットワークの拡大が必要と考える理由を説明します。
- 佐賀空港の航空ネットワークを拡大するために、滑走路の延長が必要な理由を説明します。

② 施設計画の妥当性

- 佐賀空港の滑走路を延長する方向を定めた理由を説明します。
- 滑走路延長に伴う空港施設整備の内容を説明します。
- 滑走路延長に伴う空港施設の整備期間や概算事業費を説明します。
- 滑走路延長が地域にもたらす効果や影響を説明します。
- 航空会社の就航に向けたエアポートセールスの取組について説明します。

2 P I 活動の実施体制

2.1 P I 活動に係る主体と役割

佐賀空港の滑走路延長整備計画の検討に向けた P I 活動は、佐賀県と佐賀市で組織する九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が中心となって実施します。

また、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会では、有識者等からなる第三者機関「P I 評価委員会」を設置しています。

P I 活動は、P I 評価委員会による評価・助言を受けながら進めることで、P I 活動の透明性、客観性を確保します。



図 2.1 P I 活動に係る主体と役割

① P I 実施主体（九州佐賀国際空港 P I 推進協議会）

九州佐賀国際空港 P I 推進協議会は、佐賀県及び佐賀市で構成され、事務局は佐賀県地域交流部空港課にあります。P I 活動では、P I 活動の実施主体として、みなさまに広く情報を公開し、意見を収集します。また、P I 活動の結果を事業主体に伝えます。

② P I 評価委員会（九州佐賀国際空港 P I 評価委員会）

P I 評価委員会は、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会により設置され、P I 活動が適正に行われているか否かを評価・助言する役割を担います。

③ P I 対象者

佐賀県や福岡県南西部等にお住まいの方をはじめ、空港利用者、空港関係事業者のほか、佐賀空港に関心を有する個人、団体等の皆様を対象とします。

2 P I 活動の実施体制

2.1 P I 活動に係る主体と役割

佐賀空港滑走路延長計画に関する P I 活動は、佐賀県と佐賀市で組織する九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が中心となって実施します。

また、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会では、有識者等からなる第三者機関「P I 評価委員会」を設置しています。

P I 活動は、P I 評価委員会による評価・助言を受けながら進めることで、滑走路延長計画の透明性、客観性を確保します。



図 2.1 P I 活動に係る主体と役割

① P I 実施主体（九州佐賀国際空港 P I 推進協議会）

九州佐賀国際空港 P I 推進協議会は、佐賀県及び佐賀市で構成され、事務局は佐賀県地域交流部空港課にあります。P I 活動では、P I 活動の実施主体として、みなさんに広く情報を公開し、意見を収集します。また、P I 活動の結果を事業主体に伝えます。

② P I 評価委員会（九州佐賀国際空港 P I 評価委員会）

P I 評価委員会は、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会により設置され、P I 活動が適正に行われているか否かを評価・助言する役割を担います。

③ P I 対象者

佐賀県や福岡県南西部等にお住まいの方をはじめ、佐賀空港に関心を有する個人、団体等のみなさんを対象とします。

修正前

2.2 P I 評価委員会の設置

九州佐賀国際空港 P I 評価委員会は、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会により設置され、情報提供や意見収集をはじめ P I の取り組みが適切になされているか中立的、客観的な立場から評価・助言する役割を担います。

構成委員は、法制度、マス・コミュニケーション、都市工学、環境に関する専門的な知識を有し、佐賀空港及び関連施設の整備、運営、経営等に直接的な関係がなく、特定の行政機関や利害関係者でない中立性確保の認識のもと、以下 4 名で構成します。

表 2.1 九州佐賀国際空港 P I 評価委員会の設置概要

項 目	内 容
設置者	九州佐賀国際空港 P I 推進協議会
設置の目的	九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が実施する P I 活動の透明性、公平性、公正性の確保
委員	委員は、下記の専門的知識、知見を有する学識経験者、有識者 4 名で構成 ○法制度 ○マス・コミュニケーション ○都市工学 ○環境
選任方法	協議会が候補者を選任し、協議会を構成する行政機関の長（佐賀県知事）が任命
P I 評価委員会の活動	九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が実施する P I 活動に対する評価・助言 ○ P I の進め方 ○情報提供のわかりやすさ ○情報提供手段 ○意見把握方法 ○ P I 目標達成の判断 など
その他	P I 評価委員会は、原則として公開

修正後

2.2 P I 評価委員会の設置

九州佐賀国際空港 P I 評価委員会は、情報提供や意見収集をはじめ P I 活動が適切になされているかを、客観的な立場から評価・助言する役割を担います。

構成委員は、法制度、マス・コミュニケーション、都市工学、環境に関する専門的な知識を有し、佐賀空港及び関連施設の整備、運営、経営等に直接的な関係がなく、特定の行政機関や利害関係者でない中立性確保の認識のもと、以下 4 名で構成します。

表 2.1 九州佐賀国際空港 P I 評価委員会の設置概要

項 目	内 容
設置者	九州佐賀国際空港 P I 推進協議会
設置の目的	九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が実施する P I 活動が適切になされているかを、客観的な立場から評価・助言するため
委員	委員は、下記の専門的知識、知見を有する学識経験者、有識者 4 名で構成 ○法制度 ○マス・コミュニケーション ○都市工学 ○環境
選任方法	協議会が候補者を選任し、協議会を構成する行政機関の長（佐賀県知事）が任命
P I 評価委員会の活動	九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が実施する P I 活動に対する評価・助言 ○ P I の進め方 ○情報提供のわかりやすさ ○情報提供手段 ○意見把握方法 ○ P I 目標達成の判断 など
その他	P I 評価委員会は、原則として公開

3 P I 実施計画

3.1 P I の流れ

P I は、事業主体の検討をもとに協議会が作成した P I レポート案を、P I 評価委員会に諮ります。そこでの評価助言に基づき、P I レポート案を確定します。その後、P I レポートを公表し、みなさまからの意見を募集する P I 活動を約 1 か月程度行います。

P I 活動終了後、協議会は、P I 活動結果の総括を行います。また、P I の目的が達成できたか否かを判断する資料を作成し、P I 評価委員会に諮ります。そこでの評価助言に基づき、協議会は P I の目標達成を最終的に判断し P I を終了します。

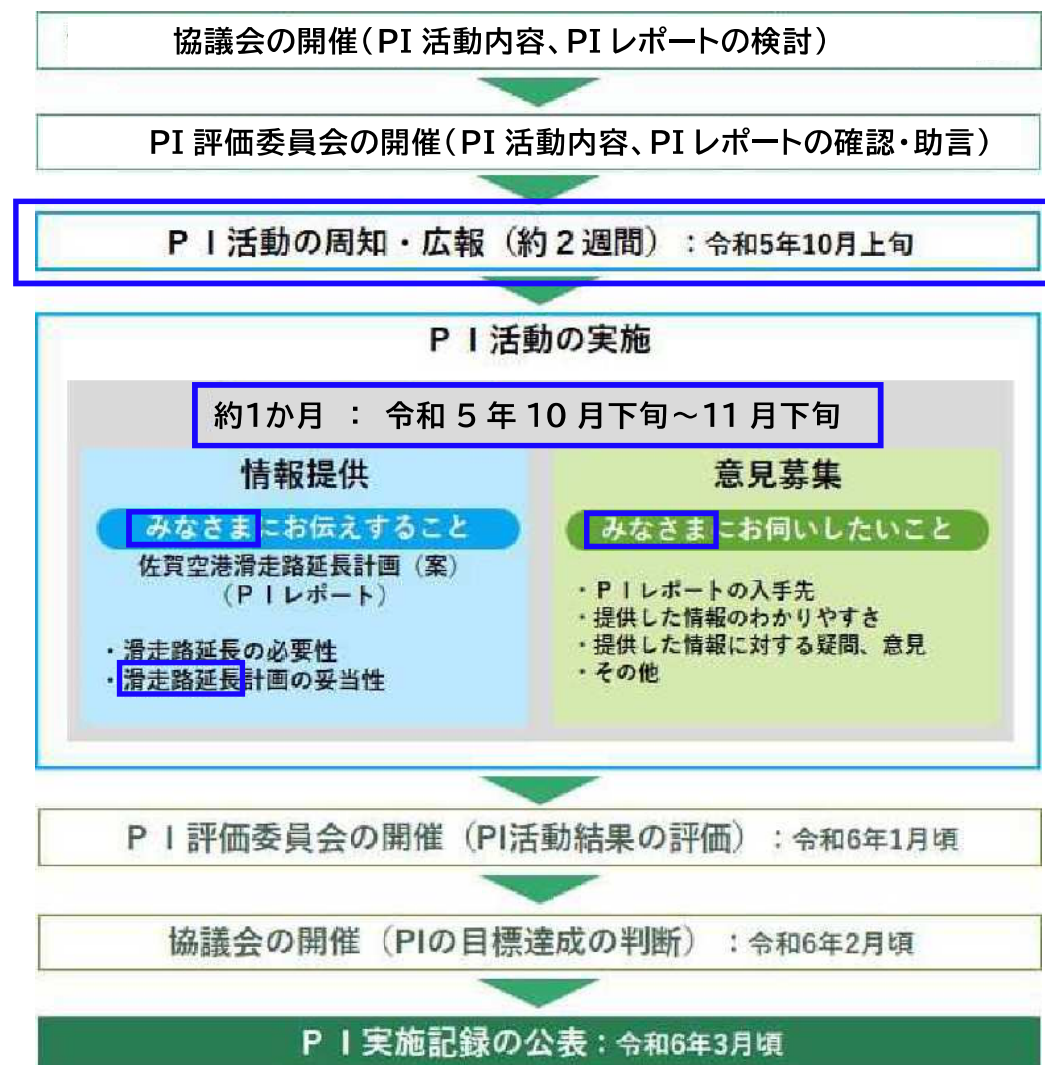


図 3.1 P I の流れ

3 P I 実施計画

3.1 P I の流れ

P I は、事業主体の検討をもとに協議会が作成した P I レポート案を、P I 評価委員会に諮ります。P I 評価委員会での評価・助言に基づき、P I レポート案を確定します。その後、P I レポートを公表し、みなさんからの意見を募集する P I 活動を約 1 か月程度行います。

P I 活動終了後、協議会は、P I 活動結果の総括を行います。また、P I の目的が達成できたか否かを判断する資料を作成し、P I 評価委員会に諮ります。P I 評価委員会での評価・助言に基づき、協議会は P I の目標達成を最終的に判断し P I を終了します。



図 3.1 P I の流れ

修正前

3.2 P I 活動の基本方針

PI 活動の基本方針を以下に示します。

方針 1 : さまざまな方の意見を把握します

佐賀県や福岡県南西部等にお住まいの方をはじめ、さまざまな方に P I 活動への積極的な参加を促し意見を把握します。

方針 2 : わかりやすい情報の提供に努めます

事業の必要性や施設計画の妥当性を判断する情報を、簡潔にわかりやすく提供するように努めます。

方針 3 : 情報の入手のしやすさ、意見のしやすさを工夫します

P I 活動を広く P R するとともに、提供する情報の入手や意見の提出を簡単に行えるよう工夫します。

方針 4 : 透明性、客観性を確保した P I 活動を実施します

P I 活動は、事業主体や P I 対象者に対して中立的な立場である第三者機関（P I 評価委員会）の評価・助言のもとに実施します。

方針 5 : 適切な時間管理のもとに P I 活動を実施します

P I 対象者の意見の把握及び集約の時間は、適切な目標期間を定めてこれを公表し、効率的な意見の把握と集約に努めます。

3.3 P I 活動の実施目標

PI 活動の実施目標は以下のように定めます。

P I 活動の実施目標は、「みなさまが、佐賀空港滑走路延長計画の必要性や計画の妥当性に関する説明を理解し、不明点や疑問点が解消され、今後の事業が円滑に実施できる状態になること」とします。

修正後

3.2 P I 活動の基本方針

P I 活動の基本方針を以下に示します。

方針 1 : みなさんの意見を把握します

佐賀県や福岡県南西部等にお住まいの方をはじめ、みなさんからの意見を積極的に募集し、内容を把握します。

方針 2 : わかりやすい情報の提供に努めます

滑走路延長の必要性や施設計画の妥当性を判断する情報を、簡潔にわかりやすく提供するように努めます。

方針 3 : 情報の入手のしやすさ、意見のしやすさを工夫します

P I 活動を広く P R するとともに、提供する情報の入手や意見の提出を簡単に行えるよう工夫します。

方針 4 : 滑走路延長計画の透明性、客観性を確保する P I 活動を実施します

P I 活動は、事業主体やみなさんに対して中立的な立場である第三者機関（P I 評価委員会）の評価・助言のもとに実施します。

方針 5 : 適切な時間管理のもとに P I 活動を実施します

みなさんの意見の把握及び集約の時間は、適切な目標期間を定めてこれを公表し、効率的な意見の把握と集約に努めます。

3.3 P I 活動の実施目標

P I 活動の実施目標は以下のように定めます。

・みなさんが佐賀空港滑走路延長の必要性や施設計画の妥当性に関する説明を理解し、不明点や疑問点が解消されること

・みなさんの意見を把握することで、事業主体である佐賀県が事業を円滑に実施できる状態になること

修正前

3.4 P I 活動の周知・広報

佐賀空港滑走路延長計画に関する P I 活動を開始する際には、その周知期間として約 2 週間前にみなさまにお知らせいたします。周知・広報については、以下の手法・媒体の活用を予定しております。

表 3.1 周知・広報の手法・媒体

手法・媒体	内容
ホームページ	佐賀県及び佐賀市のホームページにて、P I を行うことを周知する
行政の広報誌	県民だより「さががすき。」や佐賀市の「市報さが」等、関連自治体の広報紙において P I を行うことを周知する
SNS 等	佐賀県、佐賀市、佐賀空港等の SNS 等で P I を行うことを周知する
PR ポスター	P I を行うことを周知し、参加を呼び掛けるポスターを作成し、佐賀県、佐賀市をはじめとする関連自治体の公共施設、佐賀空港、商業施設等に掲示する
PR リーフレット	P I を行うことを周知するリーフレットを作成し、佐賀県、佐賀市をはじめとする関連自治体の公共施設、佐賀空港、商業施設等で配布する
報道機関への情報提供	報道機関に P I の実施を周知する情報を提供し、報道等で取り上げられるようにする

修正後

3.4 P I 活動の情報提供

佐賀空港滑走路延長計画に関する情報提供の概要は次のとおりです。

表 3.1 情報提供の概要

場所・手法	内容
ホームページ	佐賀空港のホームページに滑走路延長計画に関する検討をとりまとめた P I レポート（詳細版）および簡潔にまとめた P I レポート（概要版）を掲載する。 ホームページへの案内は次の方法により実施する。 ・佐賀県及び佐賀市等のホームページ及び SNS による情報提供 ・県民だより「さががすき。」や佐賀市の「市報さが」等、関連自治体の広報誌に掲載 ・佐賀空港をはじめとした公共施設、商業施設にポスターを掲示 ・報道等で取り上げられるように、報道機関に P I の情報を提供 など
公共施設	佐賀空港をはじめとした公共施設で、滑走路延長計画に関する検討を簡潔にとりまとめた P I レポート（概要版）を配付する。 また、滑走路延長計画の概要をまとめたパネルを展示する。
商業施設	滑走路延長計画に関する検討を簡潔にとりまとめた P I レポート（概要版）を配付する。
説明会	佐賀空港周辺自治体で住民等を対象とした説明会を開催する。

※表 3.1 と 3.2 を結合

3.5 P I 活動の意見の提出方法

P I 活動における意見提出の方法は次のとおりです。

表 3.2 意見提出の方法

方法	内容
インターネット	佐賀空港のホームページに意見記入フォーム（様式）を設ける。
ハガキ	アンケートハガキを作成し、P I レポートに添付する。 また、パネル展示や説明会でもハガキを配布する。
説明会	説明会では、滑走路延長計画について質疑応答を実施するとともに、直接意見を表明できる時間を設ける。

※ P I レポート（概要版、詳細版）、ポスター等には QR コードを掲載し、意見募集のためのホームページ上の記入フォームに案内する

修正前

3.5 P I 活動の情報提供と意見収集方法

P I 活動における周知、情報提供、意見収集の方法は次のとおりです。

表 3.2 情報提供の方法

方法	内容
P I レポート (詳細版)	滑走路延長整備計画に関する検討の要点をとりまとめた P I レポート (詳細版) を作成し、ホームページに掲載する。
P I レポート (概要版)	滑走路延長整備計画に関する検討の要点を簡潔にまとめた P I レポート (概要版) を作成し、公共施設、佐賀空港、商業施設等で配布する
ホームページ	佐賀県及び佐賀市のホームページに、P I レポートの詳細版及び概要版を掲載する。 また、関連自治体の SNS 等から P I ホームページに誘導することで情報提供を行う
パネル展示	滑走路延長事業に関する概要を簡潔にまとめたパネルを作成し、佐賀県、佐賀市をはじめとする関連自治体の公共施設等においてパネルを展示する
説明会	佐賀空港周辺自治体で住民等を対象とした説明会を開催する

※ P I レポート (概要版、詳細版)、ポスター等には意見募集のためのホームページ上の記入フォームへのリンクとなる QR コードを掲載

表 3.3 意見収集の方法

方法	内容
説明会	説明会では、滑走路延長整備計画について質疑応答を行うとともに、直接意見を表明していただく時間を設ける
オンラインの意見記入フォーム※	P I ホームページ上から直接ご意見を記入できるような記入フォームを設ける
ハガキ	意見を表明できるアンケートハガキを作成し、P I レポートに添付するほか、パネル展示や説明会でも意見を記入していただく

※ P I レポート (概要版、詳細版)、ポスター等には意見募集のためのホームページ上の記入フォームへのリンクとなる QR コードを掲載

修正後

3.4 P I 活動の情報提供

佐賀空港滑走路延長計画に関する情報提供の概要は次のとおりです。

表 3.2 情報提供の概要

場所・手法	内容
ホームページ	佐賀空港のホームページに滑走路延長計画に関する検討をとりまとめた P I レポート (詳細版) および簡潔にまとめた P I レポート (概要版) を掲載する。 ホームページへの案内は次の方法により実施する ・佐賀県及び佐賀市等のホームページ及び SNS による情報提供 ・県民だより「さががすき。」や佐賀市の「市報さが」等、関連自治体の広報誌に掲載 ・佐賀空港をはじめとした公共施設、商業施設にポスターを掲示 ・報道機関に P I の情報を提供し、報道等で取り上げられるようにする など
公共施設	佐賀空港をはじめとした公共施設で、滑走路延長計画に関する検討を簡潔にとりまとめた P I レポート (概要版) を配付する。 また、滑走路延長計画の概要をまとめたパネルを展示する。
商業施設	滑走路延長計画に関する検討を簡潔にとりまとめた P I レポート (概要版) を配付する。
説明会	佐賀空港周辺自治体で住民等を対象とした説明会を開催する。

3.5 P I 活動の意見提出方法

P I 活動における意見提出の方法は次のとおりです。

表 3.2 意見提出の方法

方法	内容
インターネット	佐賀空港のホームページに意見記入フォーム (様式) を設ける。
ハガキ	アンケートハガキを作成し、P I レポートに添付する。 また、パネル展示や説明会でもハガキを配布する。
説明会	説明会では、滑走路延長計画について質疑応答を実施するとともに、直接意見を表明できる時間を設ける。

※ P I レポート (概要版、詳細版)、ポスター等には QR コードを掲載し、意見募集のためのホームページ上の記入フォームに案内する。

修正前

3.6 収集した意見の取扱い

P I 活動においては、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年佐賀県条例第 2 号）のほか、個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する関係法令、各種規程を遵守します。

いただいた意見は、内容別に分類・整理して公表しますが、氏名など個人が特定されるような情報は除きます。また、P I 活動の目的以外に使用することはありません。

3.7 P I 活動の終了の判断

九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が行う P I 活動は、P I の実施目標が達成されたときに終了します。その判断は、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が P I 評価委員会の承認を得て決定します。P I 活動の終了時には、P I 活動の取り組みの経緯をとりまとめた P I 実施報告書を作成し、みなさまに公表します。

なお、この判断は、九州佐賀国際空港 P I 評価委員会による助言・評価のもとで行うことといたします。

修正後

3.6 収集した意見の取扱い

P I 活動においては、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年佐賀県条例第 2 号）のほか、個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する関係法令、各種規程を遵守します。

いただいた意見は、内容別に分類・整理して公表しますが、氏名など個人が特定されるような情報は除きます。また、P I 活動の目的以外に使用することはありません。

3.7 P I 活動の終了の判断

九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が行う P I 活動は、P I の実施目標が達成されたときに終了します。その判断は、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会が P I 評価委員会の評価・助言を踏まえて行います。P I 活動の終了時には、P I 活動の取組の経緯をとりまとめた P I 実施報告書を作成し、みなさんに公表します。